

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p><u>（福祉現業手当）</u> <u>第4条 福祉現業手当は、次に掲げる職員に支給する。</u> <u>— 福祉に関する事務所に勤務する職員で、生活保護法（昭和25年法律第144号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）又は売春防止法（昭和31年法律第118号）に基づき、訪問員若しくは指導員として家庭等を訪問したもの又は面接員として面接業務に従事したもの</u> <u>— 児童相談所に勤務する職員で、児童福祉法に基づく児童の一時保護に係る業務に従事したもの</u> <u>— 児童相談所に勤務する職員で、児童福祉法に基づく家庭訪問、指導、相談等に係る業務（前号に定める業務を除く。）に従事したもの</u> <u>2 福祉現業手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内において、規則で定める。</u> <u>— 前項第1号に掲げる職員 従事した日1日につき420円</u> <u>— 前項第2号に掲げる職員 従事した日1日につき1,470円</u> <u>— 前項第3号に掲げる職員 従事した日1日につき490円</u></p>	<p><u>（福祉現業手当）</u> <u>第4条 福祉現業手当は、福祉に関する事務所に勤務する職員で、生活保護法（昭和25年法律第144号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）又は売春防止法（昭和31年法律第118号）に基づき、訪問員若しくは指導員として家庭等を訪問したもの又は面接員として面接業務に従事したものに支給する。</u> <u>2 福祉現業手当の額は、従事した日1日につき420円を超えない範囲内において、規則で定める。</u></p>

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。